

速報第3358号 R3.9.8発行 総務課報	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	3年 文教委員会 9月7日	質 問 者	宮川 潤 委員 日本共産党 (札幌市東区)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 公立学校におけるコロナ禍での学校活動について 新型コロナウイルスのデルタ株への置き換わりによって、若い世代への感染が広がっております。</p> <p>(一) 公立学校における感染状況について 小中高校の感染者数、及び欠席者、学級閉鎖等の休業も含めて、まず感染状況について明らかにしてください。</p> <p>(二) 高校生の課外活動及び集団生活における集団感染について 高校生の運動部での集団感染、部活動の大会での感染が増えているようです。 課外活動、および寮や合宿など集団生活における集団感染の発生状況についてお示してください。</p> <p>(三) 全国高校選抜アイスホッケー大会における集団感染について 8月上旬、苫小牧市で全国高校選抜アイスホッケー大会があり、全国26チームが参加しました。8月23日、新型コロナウイルスのクラスター(集団感染)が発生し、苫小牧市長が対応の甘さを認めて、謝罪するということになりました。 苫小牧市での高校アイスホッケー大会における集団感染の問題点について道教委の考えを伺います。</p> <p>(四) 大会等における感染者発生時の対応について 今の段階では、具体的なお話はありませんでしたが、すでに、新聞報道等では国立感染症研究所が、会場の換気不足、あるいは感染防止シーンの見直しということも含めて提言したとされております。さらに、北海道医療大学の塚本容子教授は、「苫小牧市の対応は非常にまずかった」、「発熱者が出た時点で保健所に報告して、濃厚接触者を特定すべきだった」としています。 部活動の大会における、陽性者が発生した場合、及び集団感染が発生した場合の対応の仕方についてマニュアル化して徹底する必要があると思いますが、現状どうなっているのか伺います。</p> <p>(再質問) ただ今、競技団体のマニュアルがあるということでしたが、それが十分に徹底されていたならば、150人にも及ぶような集団感染は、起きるはずがないと思うんです。マニュアルがありながら、大規模な集団感染になったのは、なぜなのか。今後の対策として考えていることはないのか。改めて伺います。</p>	<p>(健康・体育課長) 児童生徒の感染状況等についてであります。各教育局や札幌市教委、道学事課からの報告を集計した数値によりますと、本年4月から8月までの間で、私立学校も含め、道内で感染により欠席した児童生徒数は、小学校1,124人、中学校634人、高等学校1,150人、特別支援学校51人、計2,959人となっております。</p> <p>また、私立学校も含めた道内の学校の臨時休業は小学校18校、中学校10校、高等学校22校、中等教育学校1校、特別支援学校1校の計52校となっており、学年閉鎖は、小学校9校、中学校10校、高等学校16校、中等教育学校1校、特別支援学校4校の計40校となっており、学級閉鎖は、小学校162校、中学校67校、高等学校89校、中等教育学校1校、特別支援学校2校の計321校となっています。</p> <p>(健康・体育課長) 高校生の集団感染についてであります。本年4月から8月までの間で、私立高校を含めた道内の高校における北海道新型コロナウイルス感染症対策本部から公表されました正式な集団感染の発生状況は、31件で、感染者数は386人となっているところです。</p> <p>なお、課外活動、寮や合宿など集団生活における感染につきまして、道においては、学校に限らず集団感染の場合の具体的な要因等を公表していないものの、部活動や大会等が関係している集団感染の例は、20校程度あると考えております。</p> <p>(健康・体育課長) 集団感染についてであります。今回の大会の集団感染につきましては、現在、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において、各保健所による疫学調査のほか、国立感染症研究所からの支援により、感染の発生状況や課題等の検討が進められていると承知しております。</p> <p>道教委といたしましては、対策本部におきまして、国立感染症研究所からの支援により、感染の発生状況や課題等の検討が進められていますことから、その内容を踏まえ、大会はもとより部活動における感染症対策の徹底を図ってまいります。</p> <p>(健康・体育課長) 感染者発生時の対応についてであります。通常、各種競技団体におきましては、国で示されているガイドラインや衛生管理マニュアルを踏まえ、大会参加2週間前から健康観察カード等の提出や朝の検温、競技以外の場面でのマスク着用など基本的な感染症対策に加えまして、風邪症状のある者が出た場合に、大会主催者に報告するとともに、速やかに医療機関等で受診・検査を行わせることなどを示したマニュアルを作成し、大会主催者や参加者へ周知・徹底されているものと考えております。</p> <p>(健康・体育課長) 集団感染の原因等についてであります。今回の大会の集団感染につきましては、現在、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして各保健所による疫学調査のほか、国立感染症研究所からの支援により、感染の発生状況や課題等の検討が進められていると承知しております。</p> <p>道教委といたしましては、スポーツ関係団体や道関係部局等による連携会議を新たに設置し、今後示される検証内容を踏まえ、課題や改善点等を明らかにして、各競技団体等に対し、大会はもとより、部活動におけ</p>	<p>健康・体育課 高校教育課 義務教育課</p> <p>健康・体育課 (高校教育課)</p> <p>健康・体育課</p> <p>健康・体育課</p> <p>健康・体育課</p>		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(再々質問) 今後の検証ということでありましたけれども、マニュアルがすでにありながら、150人もの感染を起こしたというのは、マニュアルが不十分だったのか、あるいは、そのマニュアルの実施が徹底されていないのか、あるいはその両方なのか、そのどこかだと思のですけれども、どうお考えですか、伺います。</p>	<p>る感染症対策の徹底を図っていくことが大切と考えております。</p> <p>(指導担当局長(兼)新型コロナウイルス感染症対策担当局長) 集団感染の要因についてでございますが、苫小牧でのアイスホッケー大会では、現在、国立感染症研究所等が調査中でありまして、明らかになった課題等を踏まえて、対策の徹底を図ることとしておりますが、これまでの他の大会や部活動の感染事例によりまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場内で人の接触を避けるための動線が分けられていないこと ・更衣室が密の状態で使用されていたこと ・参加者がマスクを外して会話していることなど、 <p>主催者及び参加者の両方に課題がみられたところでございます。</p> <p>こうしたことから現在、道教委では、各学校に対し、改めて各競技団体等のガイドラインを遵守するよう指導しているところでございます。</p>	健康・体育課
<p>(再々々質問) まず、動線が分けられていないですとか、更衣室が密だったということもありますけれども、私はまず、競技団体のガイドラインということでありまして、それぞれの競技によって、ガイドラインも違うということになりますね。そうすると、そのガイドラインによっては、細目では不十分なところがあったのではないかとということが考えられると思えます。あるいは、細目というところではなく、基本的なところですが、大会を中止する、こういった場合は中止するというような厳しい内容、徹底した内容になっているのかどうかということも問題だと思います。</p> <p>塚本教授が、感染状況によっては「大会を継続すべきでない」とおっしゃっています。中止の判断というのは、当然ですが主催者の判断で行われています。それは、非常に高いハードルになるということですが、競技団体のガイドラインで大会の中止までは触れているのかというと、私が確認したところでは、中止ということまでは書いていないものもある。したがって、主催者が判断する。主催者が冷静で客観的に判断できるような助言も必要だと思います。</p> <p>求められるのは道教委や、あるいはスポーツを所管する環境生活部、あるいはスポーツ団体等の関与と助言ではないでしょうか。</p> <p>今回の苫小牧のことを教訓に、道教委が大会継続などの重大な判断には関与・助言することが必要ではありませんか。見解を伺います。</p> <p>(意見) 私は、競技によってそれぞれ特徴もあると思えますから、競技団体がマニュアルを作成すること自体を否定するものではありません。しかし、競技団体任せではないというふうに考えるものであります。</p> <p>ぜひ、道教委も責任をもった対応をしていただきたいというふうに思います。</p>	<p>(指導担当局長(兼)新型コロナウイルス感染症対策担当局長) 今後の対応についてであります。道教委としては、新たに設置した連携会議において、最新の知見やこれまでの大会等における感染事例の要因等を踏まえた大会運営等の在り方について共有し、必要な対策を講じることとしておりまして、今後、高体連や中体連をはじめ、各団体等が主催する大会が参加者にとって安全・安心な環境の中で行われるよう、引き続き支援してまいります。</p>	健康・体育課
<p>(五) 休業等に関する実施基準について 集団感染が度々発生している部活動等について伺いましたけれども、次に、学校そのものの休業等について伺います。</p> <p>日本小児科学会と小児科医会は、「全国一律の一斉休校を行うのではなく、それぞれの地域の感染状況に合わせて、やむを得ない場合には休校や学級閉鎖、分散登校などを考慮する必要があります。行政には、教育委員会や学校設置者等がそうした判断を行う際の具体的な基準やその期間の適切な目安を提示する」ということを求めているようであります。</p> <p>休校、学校閉鎖、学年・学級閉鎖、分散登校等についての考え方、実施基準はどうなっているのか明らかにしてください。</p>	<p>(健康・体育課長) 休業等に対する実施基準についてであります。先般、国から示されたガイドラインでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合や、1名の感染が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合などは、学級閉鎖、 ・複数の学級を閉鎖するなど、学年で感染が広がっている場合は、学年閉鎖、 ・複数の学年が閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている場合は学校閉鎖 <p>を検討することが例示されております。</p> <p>道教委では、学校内に感染者が出た場合は、国のガイドラインに加えまして、地域のまん延状況により保健所の疫学調査に時間を要することもありまして、それまでの間、迅速、幅広くに休業の措置を講じるとともに、疫学調査の結果を踏まえ、休業の実施範囲等を決めております。</p>	健康・体育課 高校教育課 特別支援教育課 義務教育課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(六) 休業に関する基本的考え方とシラクサ原則について</p> <p>学校休業は、児童生徒の教育を受ける権利の制限でありますし、児童生徒へ孤立、親の労働や学童保育などに与える社会的影響は非常に大きいものでありますから、安易に行うべきではなく、小児科学会など各界からもそのような指摘が行われております。</p> <p>しかしながら、生命を脅かすような緊急事態には人権の制限ということもあり得ることありますから、その制限は必要最小限であること、可能な代替措置が検討されることということが必要になります。</p> <p>その判断にあたっては、WHOが明らかにしている「市民的及び政治的権利に関する国際規約の制限及び逸脱状況に関するシラクサ原則」を踏まえるべきものとする考えであります。臨時休業に関する道教委の基本的な考え方について伺います。</p> <p>(意見)</p> <p>ぜひ、シラクサ原則を踏まえた対応をしていただきたいと思いますが、学校や部活動の大会での感染に対して、迅速な対応というものが求められておりますけれども、子どもの学ぶ権利の制限、それから親をはじめとした社会的な影響の大きさという点からですね、一律の休校については現に戒めるべきだということを申し上げて質問を終わります。</p>	<p>(指導担当局長(兼)新型コロナウイルス感染症対策担当局長)</p> <p>臨時休業の基本的な考え方についてであります。シラクサ原則は、WHOが人権の制限は目的達成のため民主的สังคมで厳密に必要とされるものであることなどを示しているものと承知しております。</p> <p>この度の臨時休業については、子どもの安全・安心を守る観点から行うものであり、国の衛生管理マニュアル等に基づき、感染状況等に応じて迅速かつ適切な休業措置を講じるよう市町村教育委員会や学校に示しているものでございます。</p> <p>道教委としては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含め学校教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが重要と考えておりまして、休業措置を講じた場合においても、児童生徒の学びに著しい遅れが生じないように、オンライン学習や個別のきめ細かな対応により、引き続き、教育の機会均等や学びの質の保障に取り組んでまいります。</p>	<p>健康・体育課 高校教育課 特別支援教育課 義務教育課</p>